

事務事業マネジメントシート(平成23年度実績と平成24年度計画)

平成24年 6月25日更新

事務事業名		公共汚水樹設置事業				<input type="checkbox"/> マニフェスト関連 <input type="checkbox"/> 全庁横断課題関連 <input type="checkbox"/> 集中改革プラン関連			
総合計画体系	政策	2 緑豊かな環境と共生するまちづくり				所属部	水道局	課長名	水野 孝春
	施策	10 水環境の保全				所属課	上下水道課	担当者名	高鷹博和、鍋田将文
	基本事業	30 水質の浄化				所属班	管理工務班	(内線)	1156
予算科目	会計	款	項	目	事業連番	法令根拠	下水道法、公共汚水樹の設置に関する内規	成果優先度評価結果	⑧
	下水	2	1	2	10239			コスト削減優先度評価結果	—
終了、開始年度	<input type="checkbox"/> 23年度で終了 <input type="checkbox"/> 23年度から開始					事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 18 年度) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (~ 年度)		

★事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

【事業の内容】	公共汚水樹は、下水道事業の管路施設の一部であり、各家庭からの汚水を下水道本管へと導く玄関口の役割を果たす設備である。本事業は、合志市公共汚水樹の設置について(平成23年8月23日内規)に則って公共汚水樹を設置し、整備を行う事業である。 通常公共汚水樹は、下水道管渠整備事業として、下水道本管整備の際、同時に設置されるものであるが、家屋の立地しない土地などには未設置とする場合があるため、下水道本管の整備後に、申請を受けて内規の要件に照らし、公設と自己設置とするかを決定することにより、公共汚水樹の設置を行う事業である。 下水道事業の着手以来、管路施設(下水道本管)の布設後に、公共汚水樹未設置箇所(土地)へ公共汚水樹を設置する必要が生じたことにより事業を開始した。
(開始した背景・きっかけ・今後の状況変化を含む)	
【業務の流れ】	①汚水樹設置申請書の受理、②申請内容の照査及び現地調査、③設置内容の決定、④設置工事の実施設計、⑤道路占用協議、⑥工事の契約、施工、監督及び検査、支払事務
【主な予算費目】	工事請負費、原材料費
【意見や要望】	・申請者からは、申請後早めの工事施工を望む声がある。(通常、申請から工事完了までに2ヶ月程度の期間を要するが、設置希望日までの期間が短い申請が多い。) ・公費で設置できるか、又は私費での設置となるかの区分があり、本管を整備した後に土地を分筆(分割)した場合は私費での設置となるため、申請者から、本管布設後に分割した土地についても公費で公共汚水樹を設置してほしいという要望があった。(下水道事業開始以来、土地1筆に対し公共汚水樹1個の原則で設置してきた経緯がある。)
関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?	

1 現状把握の部(DO、PLAN)

(1)事務事業の目的と指標	新規・拡充区分
①手段(主な活動) 23年度実績(23年度に行った主な活動)(DO)	24年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN)
申請を受け、基準(内規)に照らし公共汚水樹の設置を行った。 ・公共汚水樹設置 28箇所(工事契約件数は、10件)	前年同様、申請を受け、必要な箇所へ基準(内規)に沿った公共汚水樹の設置を行う。 ・公共汚水樹設置工事 30箇所(予定)
①活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	(単位) 予算の主な増減の理由
ア: 樹設置工事契約件数	件
イ: 樹設置又は工事許可申請件数	件
②対象(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等	②対象指標(対象の大きさを表す指標) (単位)
・下水道計画区域内の公共汚水樹未設置世帯	ア: 公費で設置する公共汚水樹数
	個
③意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)	③成果指標(意図の達成度を表す指標) (単位)
・公共汚水樹が設置できる。	ア: 申請に対して設置できた割合
	%
*③成果指標設定の理由と24年度目標値設定の根拠	
申請に対して公共汚水樹が設置できた割合をみることで、申請に基づいた整備ができたかどうかを判断できると考えた。	
総トータルコスト 全体計画 ~ 年度 0	

(2)各指標・総事業費の推移		単位	21年度 実績(決算)	22年度 実績(決算)	23年度 目標(当初予算)	23年度 実績(決算)	24年度 目標(当初予算)	25年度 予定	26年度 見込	27年度 見込	
① 活動指標	ア 件	件	17	23	20	10	20	20	20	20	
	イ 件	件	77	69	100	34	40	40	40	40	
② 対象指標	ア 個	個	29	23	30	28	35	35	35	35	
	イ 個	個									
③ 成果指標	ア %	%	100	100	100	100	100	100	100	100	
	イ %	%									
投資 入 費 量	財源内訳	国庫支出金	千円								
		都道府県支出金	千円								
		地方債	千円	575	3,740	4,200		4,300	4,000	4,000	4,000
		その他	千円	2,399	290	273		500	500	500	500
		繰入金	千円	972			4,152				
	(A) 事業費計	一般財源	千円			27		200			
		(A) 事業費計	千円	3,946	4,030	4,500	4,152	4,500	4,500	4,500	4,500
		(A)のうち指定経費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0
	人件費	(A)のうち時間外、特勤	千円	0	0	0	0	0	0	0	0
		正規職員従事人数	人	5	7	4	7	7	7	7	7
延べ業務時間		時間	1,707	1,768	1,000	710	700	700	700	700	
(B) 人件費計	千円	6,793	7,284	4,120	2,866	2,884	2,884	2,884	2,884		
トータルコスト(A)+(B)	千円	10,739	11,314	8,620	7,018	7,384	7,384	7,384	7,384		

事務事業名	公共汚水樹設置事業	所属部	水道局	所属課	上下水道課
-------	-----------	-----	-----	-----	-------

2 評価の部 (SEE)

*原則は23年度の後評価、ただし複数年度事業は23年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	①23年度目標達成度評価 事務事業の当年度実績は当年度目標値を達成したか、未達成の場合その原因は？	<input checked="" type="checkbox"/> 達成した 要望等を踏まえ、平成23年8月23日付けで公共汚水樹の設置に関する基準(内規)を見直し、下水道本管施工後の分筆地であっても公設で公共汚水樹を設置するよう改正したことも影響し、目標を達成することができた。	<input type="checkbox"/> 達成しなかった ⇒【原因】
	②24年度目標達成見込み 事務事業の次年度目標値に対して次年度の見込みはついているのか？	<input checked="" type="checkbox"/> 目標達成見込みあり⇒【理由】 申請に対し、予算額の確保が課題であるが、年度内の実施を調整することで目標達成の見込みがある。	<input type="checkbox"/> 目標達成は厳しい ⇒【理由と対策】
有効性評価	③成果の向上余地 次年度以降にこの事務事業の成果を向上させる余地はあるか？成果が頭打ちになってないか？	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】 申請に対し、設置対応ができることが成果であるため、数値的な向上度合いは表れないが、対象個数は伸びており、向上の余地はある。	<input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】
	④類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	<input type="checkbox"/> 他に手段がある (具体的な手段、事務事業) <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 各下水道事業ごとの取り扱いが統合しているが、公共汚水樹の設置事業は唯一であり、これ以上の統廃合・連携の手段はない。	<input checked="" type="checkbox"/> 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑤事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 公設の対象を広げ、本管施工後の分筆地に対する公共汚水樹設置を公費で取り扱うよう見直したため、箇所数が増え事業費は増加する。上下水道工事での同時施工など、連携を図ることによってコスト縮減の可能性はある。	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】
	⑥人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託できないか？(アウトソーシングなど)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 樹設置に係る現地調査、測量設計、契約等の事務を、最少の人員で行っており、申請数の伸びも予測されるため、削減の余地はない。	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】
公平性評価	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 受益機会の公平さを改善し、下水道計画区域内における本管施工後の分筆地に対する公共汚水樹設置も公費で取り扱うこととしたので、適正である。費用負担については、応分の受益者負担(m当たり330円の受益者負担金(分担金)をいただいている。)があり、適正・公平である。	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】
役割分担評価	⑧行政の役割分担の適正化 事業事務のやり方や手段においてこれまでの行政、市が行ってきた範囲を住民や地域・団体に移行できないか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 公費で公共汚水樹を設置することを決定し、整備する事業であり、公費と私費の判別を行なう必要があるため、行政が行なう業務であり、住民や地域・団体への移行はできない。	<input checked="" type="checkbox"/> 役割分担は適正である ⇒【理由】

3 評価結果の総括 (SEE) ※事務事業全体の振り返り、成果及び反省点等を記入

公共汚水樹設置及び工事許可申請のあった箇所のうち、公費で設置すべき28箇所を判定し、公共汚水樹の設置を行なうことができ、目標を達成することができた。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(PLAN)

<p>(1) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可</p> <p><input type="checkbox"/>廃止 <input type="checkbox"/>休止 <input type="checkbox"/>目的再設定 <input type="checkbox"/>事業統廃合・連携 <input checked="" type="checkbox"/>事業のやり方改善(有効性改善) <input type="checkbox"/>事業のやり方改善(効率性改善) <input type="checkbox"/>事業のやり方改善(公平性改善) <input type="checkbox"/>現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)</p> <p>公共汚水樹の公費での設置基準(内規)を見直したことにより成果を高めることができた。今後も取り扱いに不公平が生じないように、申請時における判定を公正に行い、公共汚水樹の設置を行っていく。</p>	<p>(2) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上		○		維持				低下			
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上		○																			
	維持																					
	低下																					
<p>(3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策</p> <p>今後、下水道事業に係る受益者負担金及び分担金の納入について、一括納付報奨金の制度が見直される可能性があり、計画区域の内外とも同じ取り扱いになれば、公共汚水樹の公費による設置についてもさらに見直しが必要となる。</p>																						